

国内におけるスポーツと都市公園の関係： スポーツ参画人口増加に向けて

Relationship between Sport and Urban Parks in Japan:
Increasing the Population for Participating through Sport

山下 玲 過外 真帆 前田 柊
松山 桂 蔵 並 香

YAMASHITA Rei, SUGITO Maho, MAEDA Shu,
MATSUYAMA Kei, KURANAMI Kaori

要旨

政府は2025年までに日本のスポーツ産業市場を15兆円までに拡大することを目標としている。その具体的な施策として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった、スポーツ参画人口の拡大を目指している。しかし、スポーツを「する」人においては、成人の週1回以上のスポーツ実施率が42.5%にとどまり、「みる」人においても、直接現地でスポーツ観戦を行った人は、わずか24.7%という現状がある。この要因として、スポーツ環境が整備されていないことが伺える。本研究では都市公園に着目し、実施・観戦需要があるにもかかわらず把握されてこなかった、都市公園とスポーツの関係性について明らかにすることを目的とした。まず、都市公園において、「する」スポーツを取り入れた先進事例の1つであるBryant Park（アメリカ合衆国ニューヨーク州）では、スポーツプログラムの実施やスポーツ環境の提供を行うことで、地域住民が気軽にスポーツを実施できる公園づくりを行っていることが伺えた。また、「みる」スポーツとして、日本におけるプロスポーツリーグトップチームが本拠地として使用するスタジアム・アリーナに着目し、結果、対象とした全48チームの本拠地であるスタジアム・アリーナの半数以上が、都市公園内に設置されていることが明らかとなった。しかし、スタジアム・アリーナと都市公園の管理者が異なることにより生じる問題や、法による活動の制限等、弊害が生じている可能性があることも伺えた。本研究より、都市公園とスポーツは深い関係性があることが明らかとなった。今後、国民の健康づくりや感動を共有する「場」のひとつとして、スポーツを取り入れた公園づくりを行うことは、スポーツ参画人口拡大につながると考える。

キーワード：都市公園 スポーツ参画人口 するスポーツ みるスポーツ

1. 緒言

スポーツ庁は2017年4月に第2期スポーツ基本計画を策定し、2025年までに国内のスポーツ市場規模を15兆円にすることを目標として掲げている（スポーツ庁、2017）。その具体的な内容として、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として、「スポーツを『する』『みる』『ささえる』スポーツ参画人口の拡大」を掲げている。しかしながら、「する」スポーツの現状を見てみると、2016年の成人のスポーツ実施率は、週1回以上が42.5%に留まり（スポーツ庁、2016）、スポーツ基本計画に掲げられている目標値65%との差は、22.5%にも及ぶ（図1参照）。

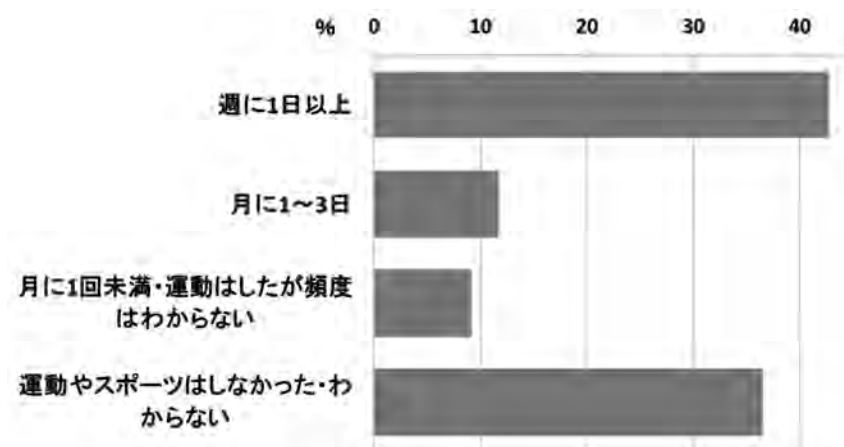


図1 この1年間の運動・スポーツ実施率
 (スポーツ庁、平成26年度スポーツの実施状況等に関する世論調査をもとに作成)

また、「みる」スポーツにおいても、この1年間にスポーツをスタジアムやアリーナなど、直接観戦した人の割合は、わずか24.7%となっており、見なかった人の75.3%に比べ大きく差があることが、図2より伺える（スポーツ庁、2016）。直接現地でスポーツを観戦した人が何を観戦したのかを見てみると、プロ野球・メジャーリーグ・高校野球・その他野球・ソフトボールを含む野球（17.6%）が最も多くの割合を占め、Jリーグ・サッカー日本代表・その他サッカーを含むサッカー（7.5%）が続く。その他、マラソン・駅伝、大相撲、ゴルフ、テニス、ラグビー、バスケットボール等、観戦型の種目は多岐にわたる。このように観戦型スポーツの種類は豊富であるものの、いずれの種目においても、直接現地でスポーツを観戦する人の割合は少数であり、国民がスポーツを実際にスタジアムやアリーナで観戦するという習慣が身につけていないことが伺える。

これらの現状から、政策レベルで国内スポーツ産業の拡大に期待が寄せられているものの、スポーツに参加・観戦を含む、スポーツ環境の整備が遅れていることが考えられ、このままでは、スポーツ参画人口を拡大することによるスポーツ市場の拡大にはつながりにくい。

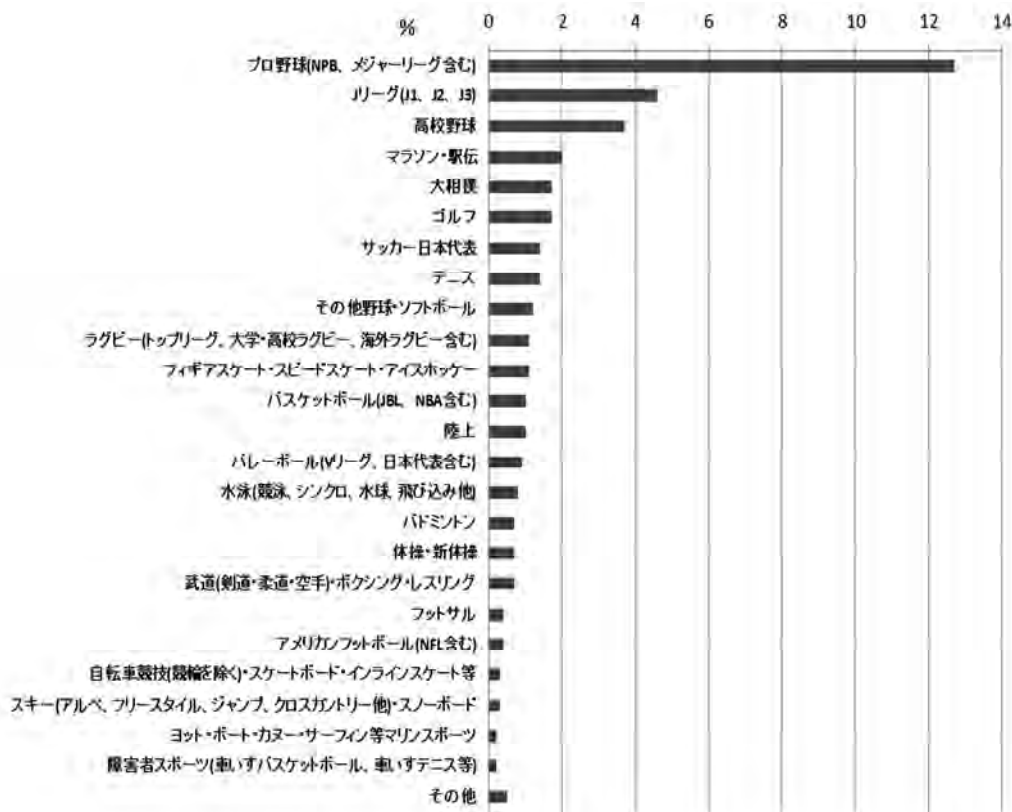


図2 この1年間に観戦したスポーツ種目【直接現地で】
(スポーツ庁、平成26年度スポーツの実施状況等に関する世論調査をもとに作成)

この現状を打破するため、スポーツ庁は同基本計画において、「スポーツ環境の基盤となる『場』の充実」を掲げている。そして、この「場」として、特に、「スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場」に期待を寄せている（スポーツ庁、2017）。

一方、「場」を司る法整備としての都市公園法運用指針第3版によると、都市公園は「原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである」（国土交通省、2017）と定義しており、これを11種類に分類している（表1参照）。その中でもスポーツに関わる公園として、総合公園・運動公園をあげている。また、都市公園法第2条において、「野球場・陸上競技場・水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの」とし、スポーツ施設も公園施設として認められていることから、「スポーツ」と「都市公園」を管轄する政府組織は異なるものの、両者の親和性は高い。よって本研究では、スポーツ参画人口拡大を目指す「場」として、都市公園に着目することとした。

表1 都市公園の種類、箇所数一覧 (国土交通省ホームページをもとに筆者作成)

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにおいては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

2. 日本における都市公園の現状

(1) 都市公園の歴史

日本の公園制度の歴史は、1873年、太政官布達第十六号により、「古来より人々が群集する遊観の場所」を“公園”として指定することにより始まった。その後、社会の発展に伴って人々のライフスタイルと深く関わり、都市住民の生活に不可欠な問題解決に対応しながら、独自に発展を遂げてきた(田代、2011)。

1800年代後半、公園成立期には、都市における疾病の軽減・治癒の場としての役割を担う場として誕生する。その後1900年代初期にかけては、子どもの成長、遊び、プレイグラウンドとして、動的レクリエーションの場に変化していく。1931年の第二次世界大戦前は、都市の不健全性からの脱却として公衆衛生の必要性に対応し、1945年の第二次世界大戦後には、都市化時代への対症療法的空間として、自然とのふれあい、人間疎外回復の役割を果たした。そして1956年には、都市公園における管理の適正化等を図るため、都市公園法が制定される。その後21世紀における都市公園は、安寧、公衆衛生、健康、レクリエーション、アトラクション、地域交流、都市の“空間”、そして都市の自然環境回復の問題解決への対応、生物多様性や温室効果ガスへの対応等、多様な目的への対応が求められてきた(田代、2011)。

社会状況に柔軟に対応し、発展してきた都市公園は、現在新たな社会状況への対応が求められている。これまでは、「経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐ」とされ、都市公園を増加させ、整備することが重視されてきた。その結果、都市公園の箇所数は年々増加し、平成27年度現在では日本全国に106,849箇所あるとされている(図3参照)。

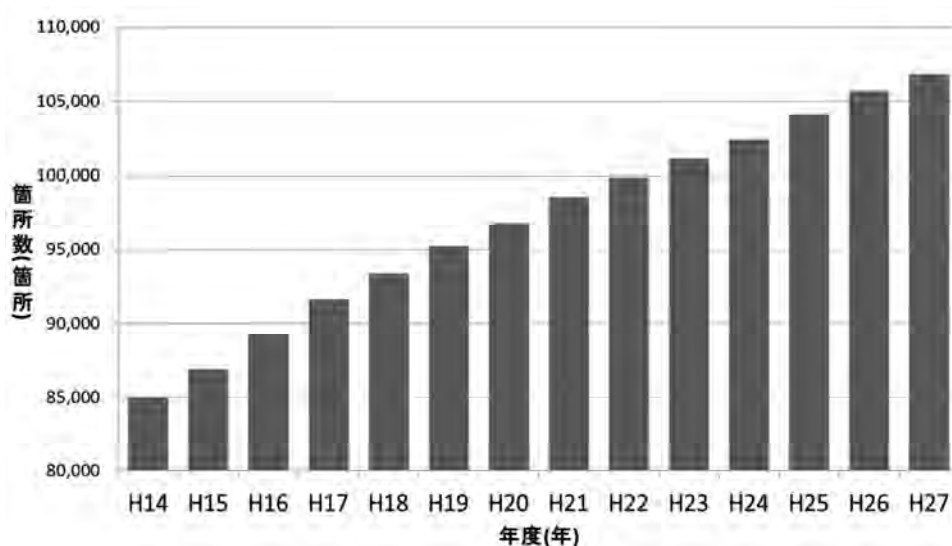


図3 都市公園の箇所数(都市公園データベースをもとに作成)

しかし、2017年4月に都市公園法が改正され、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、

市民のために最大限に引き出すことを重視する」と、都市公園の在り方が見直された（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ、2016）。この法改正により、これまでに増加した都市公園の多機能性を最大限に引き出し、都市・地域・市民のために都市公園が有効活用されることが求められている。近年ではこのような状況を受け、行政、市民、企業が連携をして、地域で公園を運営する、「パークマネジメント」という考えが浸透しており、老朽化に伴う都市公園の維持・管理に民間事業が参入しやすい仕組みが確立され始めた。

(2) 都市公園の役割及び利用実態

国土交通省は、都市公園における役割として、「良好な都市環境」、「安全性の確保」、「市民参加」、「地域活性化」の大きく4つをあげている。政府は、都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの設置を推進することで、都市環境の改善や、都市の防災性の向上に寄与することを目指している。その中でも「市民参加」には、地域住民のスポーツやレクリエーションの場として、健康の維持や増進に寄与している「健康運動活動の推進」の役割がある（図4参照）。

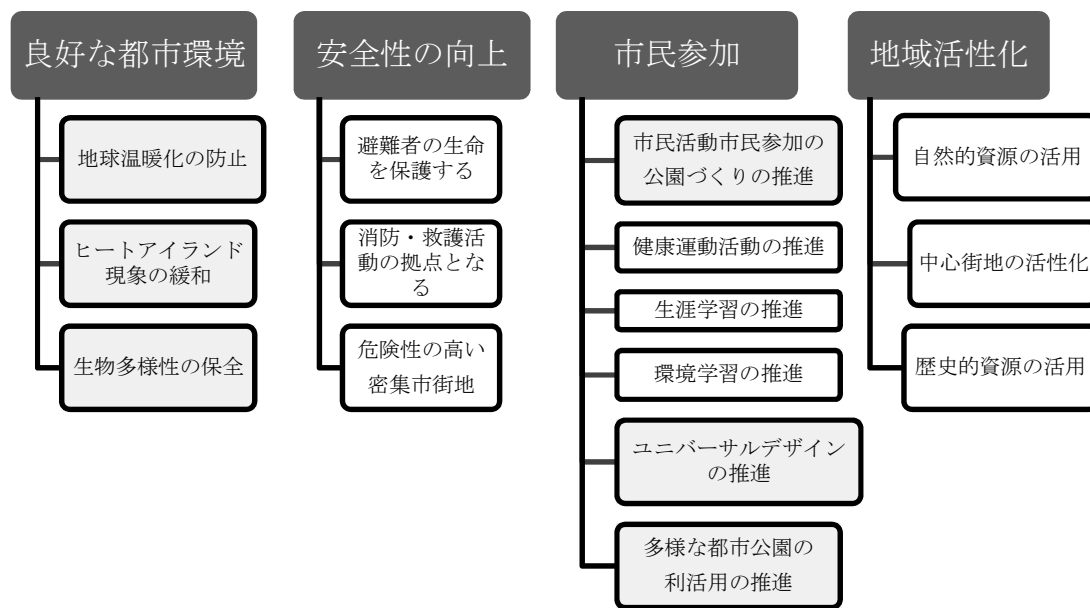


図4 都市公園の役割

実際に都市公園利用者は、都市公園で行う活動として、「散歩をした」(35.0%)、「子どもを遊ばせた」(21.1%)、「運動をした」(16.7%)など、身体活動を伴っていることが明らかとなっている（国土交通省、2015）。また、公園の種類ごとに活動内容の上位3つをみると、街区公園・近隣公園・地区公園に含まれる住区基幹公園においては、「散歩をした」(28.1%)「子どもを遊ばせた」(24.1%)、「運動をした」(14.8%)となっており、総合公園においては「散歩をした」(42.4%)、「子どもを遊ばせた」(17.9%)、「運動をした」(17.8%)、運動公園においては「散歩をした」(24.0%)、「運動をした」(22.8%)、「子どもを遊ばせた」(15.2%)、となっており（図5参照）、都市公園は市民にとってスポーツを行う場として定着している。

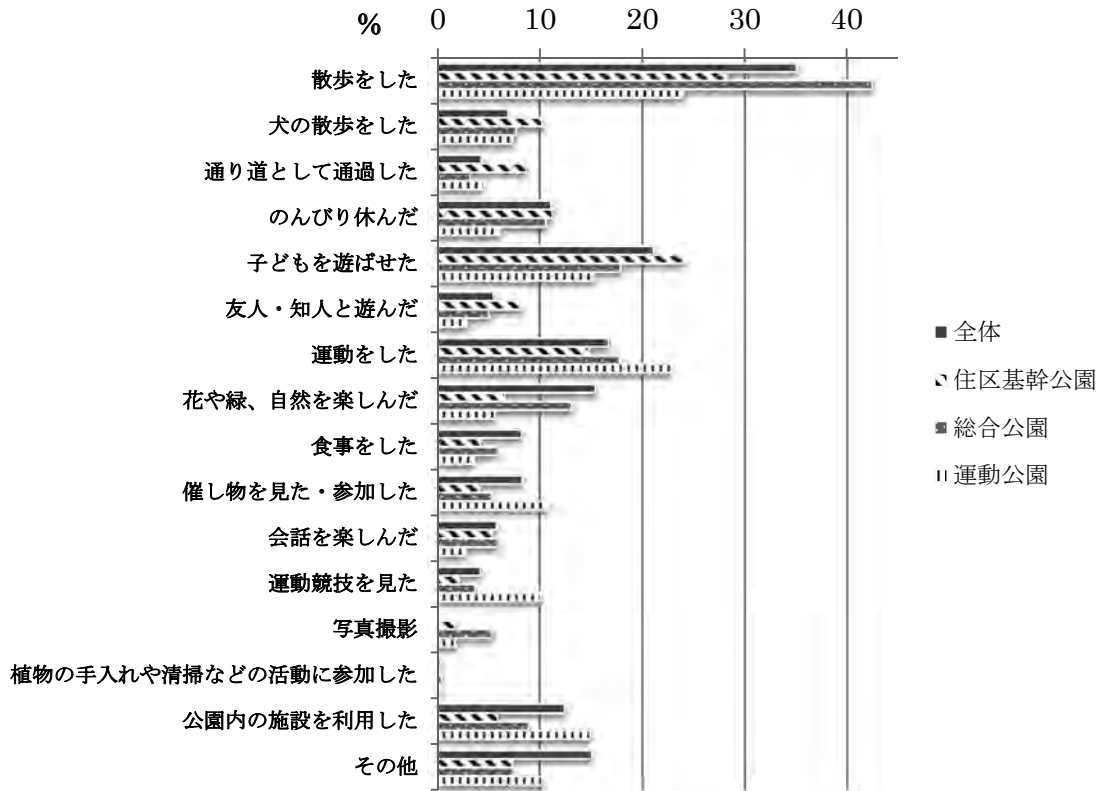


図5 都市公園での活動内容（平成26年度都市公園利用実態調査をもとに作成）

また、「みる」スポーツの観点においても、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田スタジアムが日本万国博覧会記念公園内に新しく建設されたことは記憶に新しい。またサッカー専用スタジアム不毛の地であった東京都内にも、代々木公園内にサッカー専用スタジアムが誕生するという報道もされている（スポーツ報知、2017）。プロ野球界でも、横浜DeNAベイスターズが横浜市と包括協定を締結し、横浜スタジアムがある横浜公園を中心に、街のにぎわい創出を引き出す役割をスポーツチームが担うといった動きが加速しており（株式会社ディー・エヌ・エー、2017）、「みる」スポーツの環境整備として都市公園が果たす役割はますます重要となることが予想される。

上記まで、国内における都市公園の概略を述べてきた。現在の日本における都市公園では、スポーツ実施・観戦の需要があり、両者の親和性の高まりは増す一方であるにも関わらず、国内の都市公園においてスポーツがサービスとしてどのように提供されているのか、明確に把握されていない。よって本研究では、スポーツを「する」、「みる」の2つの視点から、都市公園内においてスポーツがどのように地域住民をはじめとする消費者に享受されているのかを明らかにすることとした。

3. 研究方法

まず、「する」スポーツの視点から、国内においてスポーツを行う場として公園がマネジメントされている前例は少ないため、パークマネジメントの先進事例の1つであるBryant Park（アメリカ合衆国ニューヨーク州マンハッタン区）を取り上げることにした。Bryant Parkでは、スポーツを含む

様々な活動を取り入れた公園づくりを行い、公園を利用する多くの人が充実した時間を過ごせるような場を作り出している。2017年8月10日（木）および12日（土）（アメリカ合衆国現地時間）に、現地でフィールドワーク調査を行い、Bryant Parkの実際の様子を視察した。

また、「みる」スポーツとして、インターネットによる情報収集を行い、3つのプロスポーツリーグのトップチームが、本拠地として使用している主なスタジアム・アリーナの所在地をまとめることとした。「国民体育大会や国際競技大会、あるいはJリーグ、プロ野球、Vリーグ、JBLなどのトップスポーツの競技を開催する自治体施設の多くは都市公園として整備されている」（間野、2007）と示されているように、プロスポーツリーグトップチームが本拠地として使用しているスタジアム・アリーナの所在地が都市公園内に設置されているか検証し、スタジアム・アリーナ管理者と都市公園管理者についてまとめた。対象は、日本野球機構（以下、NPB）所属の12球団、Jリーグ ディビジョン1所属の18チーム、Bリーグ ディビジョン1所属の18チームの合計48チームとした。

4. 結果：Bryant Park

（1）Bryant Parkの概要

Bryant Parkは、アメリカ合衆国ニューヨーク州マンハッタン区に位置する都市公園である。広さは3.9haあり、公園周辺は高層ビルが建ち並ぶ都会となっている。現在のBryant ParkはBryant Park CorporationというBryant Park周辺に隣接する企業で構成される非営利組織によって運営されている。

1970年代まではドラックの取引、ホームレスの溜まり場などの理由から一般人が利用できない危険な状態であったが、1980年代にBryant Park再生組織が誕生

したことにより、一般市民が自由に利用できる公園づくりを推進した。その後1988年から社会学者の協力も得て4年間公園を閉鎖し大規模な立て直しを行った。

現在では年間600万人もの来場者が多様な理由でこの公園を利用している。公園中央に広がる芝生やベンチで休んだり、芝生や花などの自然を楽しんだり、友達と会ったり、ランチを食べたり、話したり、散歩をしたり、音楽を聴いたり、座って考え事をしたり、人々は公園で過ごす時間を楽しんでいる。

また、Bryant Parkでは、表2の通り、15個の事項を行うことを禁じている。



写真1 現在のBryant Parkの様子

表2 Bryant Parkにおける禁止事項

	禁止事項（英語）	禁止事項（日本語訳）
1	Drug use	麻薬を使用すること
2	Alcohol use outside the Bryant Park Grill, Bryant Park Café, and Southwest Porch	指定場所（公園内のカフェやバー）以外でのアルコールを使用すること
3	Open flames, as well as cooking and grilling	火を使用すること
4	Smoking	喫煙すること
5	Organized ballgames	球技の試合を行うこと
6	Sitting or standing on balustrades	手すりの上に座ったり立ったりすること
7	Entering the fountain	噴水に入ること
8	Feeding pigeons	鳩にえさを与えること
9	Rummaging in trash receptacles	ゴミ箱をあさること
10	Amplified music that disturbs others	ほかの人に迷惑がかかるような音楽を広げること
11	Performances, except by permit	許可なしで演技をすること
12	Commercial activity, except by permit	許可なしで商業活動を行うこと
13	Obstructing park entrances	公園入り口を封鎖すること
14	Bicycle riding and parking, skateboarding, or rollerblading	自転車・スケートボード・ローラースケートを使用すること
15	Patrons of Bryant Park are subject to the rules and regulations of the New York City Department of Parks and Recreation	ブライアントパークのパトロンは、ニューヨーク市の公園・レクリエーション部署が発行する規則に従うこと

パトロンとは、お金を払っている協力者のことであり、公園でのルールや規則の主体となっている。市の条例を行使するだけでなく、パトロンと協力し、この公園でできること、すべきことを決定している。

(2) Bryant Parkにおけるスポーツ・文化活動

Bryant Parkでは春季から秋季にかけて、公園中央に広がる芝生において、ヨガや太極拳のレッスン等のスポーツプログラムが展開している。冬季になると、芝生にアイススケート場を設置し、アイススケートを楽しむことができる。また、年間を通してブートキャンプやジャグリング等のプログラムが展開されていたり、公園内に整備されている卓球台で定期的にトーナメント形式の試合が行われていたり、地域住民がスポーツ活動を行えるような環境を整備している。これらのプログラムは一部を除きすべて無料で提供しており、卓球ラケットやボールをはじめ、活動に参加するために必要な物品の貸し出しも行っている。このことにより、公園利用者は気軽にプログラムに参加し、スポーツを実施することができている。

また、スポーツ活動だけでなく、文化活動も充実してい



写真2 Bryant Parkのスポーツプログラム

る。言語、編み物、折り紙、ワークショップ、オペラ・ミュージカル鑑賞、映画鑑賞、ビンゴ大会等のプログラムがあり、季節ごとのイベントに関連する行事も行っている。本の貸し出も行っており、公園内でくつろぎながら読書を楽しむこともできる。公園内にはカフェやバーも併設しており、飲食の提供も行っている。さらに、メリーゴーランドや整備された歩道にベンチが設置されており、自然の中でくつろいだり遊んだりすることができる環境が整っている。

Bryant Parkでは、スポーツをはじめ、様々な活動を取り入れた公園づくりを行うことで、住民以外にも、観光客など多くの人が集い、個々の時間を楽しむ場を作り上げていた。

5. 結果：プロスポーツチームの本拠地について

国内におけるプロスポーツリーグに所属するトップチームが2017年度のシーズン中に使用したスタジアム・アリーナの管理者および、スタジアム・アリーナが都市公園内に設置されているか、公園内に設置されている場合は、その都市公園の種別、管理者をまとめた。その結果、NPB所属の12球団が本拠地として使用するスタジアム27箇所のうち、14箇所が都市公園内に設置されていることが分かった。内訳として、総合公園が2つ、運動公園10つ、広域公園が2つであることが明らかとなった。そのうち、スタジアム管理者と都市公園管理者が異なるスタジアムは横浜スタジアム、koboパーク宮城、大阪シティ信用金庫スタジアムの3箇所のみであった（表3参照）。

次に、Jリーグディビジョン1所属の18チームにおいては、スタジアム26箇所のうち、20箇所が都市公園内に設置されていた。内訳は、総合公園が2つ、運動公園9つ、広域公園7つ、地区公園1つ、日本万国博覧会記念公園（注1）となった。スタジアム管理者と都市公園管理者が異なるスタジアムは、1箇所のみ（市立吹田サッカースタジアム）であった（表4参照）。

最後にBリーグディビジョン1所属の18チームが本拠地として使用する49箇所のアリーナのうち、都市公園内に設置されているアリーナは、27箇所であった。内訳として、総合公園12箇所、運動公園12箇所、地区公園1箇所、緩衝緑地2箇所であった。そのうち、スタジアム管理者と都市公園管理者が異なるアリーナは8箇所（川崎市とどろきアリーナ、新潟市東総合スポーツセンター、サンテラ佐渡スーパーアリーナ、富山市総合体育館、富山県総合体育センター、豊橋市総合体育館、愛知県体育館、府民共済SUPERアリーナ）であった（表5参照）。

現在、日本における3つのプロスポーツリーグのトップチームが本拠地として使用するスタジアム・アリーナの半数以上が、都市公園内に設置されていることが明らかとなった。また、種目別に見てみると、サッカーを行うスタジアムは、スタジアムの管理者と公園の管理者が一致している傾向にあることが伺えるが、野球やバスケットボールを行う施設の管理者と設置されている公園の管理者が異なる傾向にあることも明らかとなった。

表3 NPB所属チーム結果

no	球団名	主なスタジアム	スタジアム指定管理者	公園内設置有無	公園種類	公園管理者
1	広島	1 MAZDA Zoom-Zoom スタジアム	(株)広島東洋カープ	—	—	—
2	読売	2 東京ドーム	(株)東京ドーム	—	—	—
		3 読売ジャイアンツ球場	読売ジャイアンツ	—	—	—
3	DeNA	4 横浜スタジアム	(株)横浜スタジアム	横浜公園	総合公園	横浜市南部公園緑地事務所
4	阪神	5 阪神甲子園球場	阪神電気鉄道(株)	—	—	—
		6 京セラドーム大阪	(株)大阪シティドーム	—	—	—
5	ヤクルト	7 明治神宮野球場	明治神宮外苑	明治神宮外苑	総合公園	明治神宮外苑
		8 坊ちゃんスタジアム	(公財)松山市文化・スポーツ振興財団	松山中央公園	運動公園	(公財)松山市文化・スポーツ振興財団
		9 秋田県立野球場こまちスタジアム	(一財)秋田県総合公社	秋田県立向浜運動広場	運動公園	(一財)秋田県総合公社
		10 静岡県草薙総合運動場硬式野球場	東京ドーム・東急・静鉄共同事業体	静岡県草薙総合運動場	運動公園	東京ドーム・東急・静鉄共同事業体
		11 福島県穎娃あづま球場	(公財)福島県都市公園・緑化協会	あづま総合運動公園	広域公園	(公財)福島県都市公園・緑化協会
6	中日	12 ナゴヤドーム	(株)ナゴヤドーム	—	—	—
		13 小牧市民野球場	小牧市教育委員会	—	—	—
		14 岡崎市民球場	(一財)岡崎パブリックサービス	岡崎中央総合公園	広域公園	(一財)岡崎パブリックサービス
		15 豊橋市民球場	(公財)豊橋市体育協会	岩田運動公園	運動公園	(公財)豊橋市体育協会
		16 長良川球場	(公財)岐阜県体育協会	岐阜メモリアルセンター	運動公園	(公財)岐阜県体育協会
		17 浜松球場	(公財)浜松市体育協会	四ツ池公園	運動公園	(公財)浜松市体育協会
7	日ハム	18 北谷公園球場	(一財)北谷地域振興センター	北谷公園	運動公園	(一財)北谷地域振興センター
		19 札幌ドーム	(株)札幌ドーム	—	—	—
8	ソフトバンク	20 東京ドーム	(株)東京ドーム	—	—	—
		21 福岡ヤフオク!ドーム	福岡ソフトバンクホークス(株)	—	—	—
9	千葉	22 ZOZOマリンスタジアム	(株)千葉マリンスタジアム	—	—	—
10	西武	23 メットライフドーム	(株)西武ライオンズ	—	—	—
11	楽天	24 koboパーク宮城	(株)楽天野球球団	宮城野原公園総合運動場	運動公園	(公財)仙台市スポーツ振興事業団
		25 京セラドーム大阪	(株)大阪シティドーム	—	—	—
12	B's	26 ほっともっとフィールド神戸	(公財)神戸市公園緑化協会	神戸総合運動公園	運動公園	(公財)神戸市公園緑化協会
		27 大阪シティ信用金庫スタジアム	(株)大阪シティドーム	舞洲スポーツアイランド	運動公園	ミズノグループ

Note：チーム名略称

表4 Jリーグディビジョン1所属チーム結果

no	球団名	主なスタジアム	スタジアム指定管理者	公園内設置有無	公園種類	公園管理者
1	札幌	1 札幌ドーム	(株)札幌ドーム	—	—	—
		2 札幌厚別公園競技場	健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム	厚別公園	運動公園	健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム
2	仙台	3 ユアテックスタジアム仙台	(公財)仙台市公園緑化協会	七北田公園	総合公園	(公財)仙台市公園緑化協会
		4 ひとめぼれスタジアム宮城	(公財)宮城県スポーツ振興財団	宮城県総合運動公園	広域公園	(公財)宮城県スポーツ振興財団・東洋緑化株式会社
3	鹿島	5 県立カシマサッカースタジアム	(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー	—	—	—
4	浦和	6 埼玉スタジアム2002	(公財)埼玉県公園緑地協会	埼玉スタジアム2002公園	運動公園	(公財)埼玉県公園緑地協会
		7 浦和駒場スタジアム	URAWAスポーツパークJV	駒場運動公園	運動公園	URAWAスポーツパークJV
5	大宮	8 NACK5スタジアム大宮	(公財)さいたま市公園緑地協会	大宮公園	広域公園	(公財)さいたま市公園緑地協会
		9 熊谷スポーツ文化公園陸上競技場	(公財)埼玉県公園緑地協会	熊谷スポーツ文化公園	広域公園	(公財)埼玉県公園緑地協会
6	柏	10 日立柏サッカー場	—	—	—	—
7	F東京	11 味の素スタジアム	(株)東京スタジアム	—	—	—
8	川崎	12 等々力陸上競技場	(公財)川崎市公園緑地協会	等々力緑地	総合公園	(公財)川崎市公園緑地協会
9	横浜	13 日産スタジアム	横浜市体育協会・横浜マリノス・管理JV共同事業体	新横浜公園	運動公園	横浜市体育協会・管理JV1 共同体
		14 ニッパツ三ツ沢球技場	横浜市緑の協会・体育協会グループ	三ツ沢公園	運動公園	横浜市緑の協会・体育協会グループ
10	甲府	15 山梨中銀スタジアム	(公財)法人山梨県体育協会	小瀬スポーツ公園	運動公園	(公財)山梨県体育協会
11	新潟	16 デンカビックスワンスタジアム	アルビレックス新潟・都市緑化センターグループ	新潟県スポーツ公園	広域公園	アルビレックス新潟・都市緑化センターグループ
12	清水	17 IVIスタジアム日本平	(公財)静岡市まちづくり公社	清水日本平運動公園	運動公園	(公財)静岡市まちづくり公社
		18 エコパスタジアム	静岡県サッカー協会グループ	静岡県小笠山総合運動公園	広域公園	静岡県サッカー協会グループ
13	磐田	19 ヤマハスタジアム	(公財)磐田市体育協会・ジュビロ磐田	—	—	—
		20 エコパスタジアム	静岡県サッカー協会グループ	静岡県小笠山総合運動公園	広域公園	静岡県サッカー協会グループ
14	G大阪	21 市立吹田サッカースタジアム	(株)ガンバ大阪	日本万国博覧会記念公園	※	大阪府
15	C大阪	22 ヤンマースタジアム長居	長居公園スポーツの森プロジェクトグループ	長居公園	運動公園	長居公園スポーツの森プロジェクトグループ
16	神戸	23 ノエビアスタジアム神戸	神戸ウイングスタジアム(株)	御崎公園	地区公園	神戸ウイングスタジアム(株)
		24 神戸総合運動公園ユニバー記念競技場	(公財)神戸市公園緑化協会	神戸総合運動公園	運動公園	(公財)神戸市公園緑化協会
17	広島	25 エディオンスタジアム広島	(公財)広島市スポーツ協会	広島広域公園	広域公園	(公財)広島市スポーツ協会
18	鳥栖	26 ベストアメニティスタジアム	—	—	—	—

Note: チーム名略称

※日本万国博覧会記念公園は、国土交通省の定める都市公園ではなく、大阪府日本万国博覧会記念公園条例に基づき運営

表5 Bリーグディビジョン1所属チーム結果

no	チーム名	主なアリーナ	スタジアム指定管理者	公園内設置有無	公園種類	公園管理者
1	北海道	1 北海きたえーる	(公財)北海道体育協会	—	—	—
		2 帯広市総合体育館	(一財)帯広市文化スポーツ振興財団	—	—	—
		3 函館アリーナ	函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツ&ライフグループ	—	—	—
		4 旭川総合体育館	(公財)旭川市体育協会	花咲スポーツ公園	運動公園	(公財)旭川市公園緑地協会
2	栃木	5 ブレックスアリーナ宇都宮	(公財)宇都宮市スポーツ振興財団	—	—	—
		6 フォレストアリーナ	(公財)かぬま文化・スポーツ振興財団	自然の森総合公園	総合公園	(公財)かぬま文化・スポーツ振興財団
		7 栃木県立県南体育館	—	小山総合公園	総合公園	小山市役所水と緑の推進課公園管理係
		8 栃木県立県北体育館	—	美原公園	運動公園	大田原市スポーツ振興課
3	千葉 ジェッツ	9 船橋アリーナ	(公財)船橋市文化・スポーツ公社	—	—	—
		10 千葉ポートアリーナ	(公財)千葉市スポーツ振興財団	—	—	—
4	A東京	11 アリーナ立川立飛	(一社)多摩スポーツクラブ(運営委託)	—	—	—
		12 駒沢オリンピック公園総合運動場体育館	(公財)東京都スポーツ文化事業	都立駒沢オリンピック公園	総合公園	(公財)東京都スポーツ文化事業
5	渋谷	13 青山学院大学青山キャンパス青山学院記念館	青山学院大学	—	—	—
6	川崎	14 川崎市とどろきアリーナ	とどろきスポーツ文化パートナーズ	等々力緑地	総合公園	(公財)川崎市公園緑地協会
		15 トッケイセキュリティ平塚総合体育館	平塚市総合公園課	平塚総合公園	総合公園	平塚市総合公園課
7	横浜B	16 横浜国際プール	横浜市体育協会・(株)コナミスポーツクラブ・トーリックグループ	—	—	—
		17 横浜文化体育館	(公財)横浜市体育協会・ミズノ共同事業体	—	—	—
		18 トッケイセキュリティ平塚総合体育館	平塚市総合公園課	平塚総合公園	総合公園	平塚市総合公園課
8	新潟	19 シティホールプラザアオーレ長岡	長岡市アオーレ交流課	—	—	—
		20 新潟市東総合スポーツセンター	(公財)新潟市開発公社スポーツプロモーション課	寺山緑地	緩衝緑地	新潟県土木部公園水辺課
		21 リージョンプラザ上越	新東産業(株)	—	—	—
		22 十日町市総合体育館	(特非)ネージュスポーツクラブ	—	—	—
		23 サンテラ佐渡スーパーアリーナ	佐渡市教育委員会社会教育課社会体育係	佐和田地区つづじヶ丘公園	地区公園	佐渡市建設部建設課
9	富山	24 富山市総合体育館	(公財)富山市体育協会	富岩運河環水公園	総合公園	富山市
		25 富山県総合体育センター	(公財)富山県体育協会	富山県空港スポーツ緑地公園	緩衝緑地	(株)野上緑化
10	三遠	26 豊橋市総合体育館	(公財)豊橋市体育協会	豊橋総合スポーツ公園	運動公園	豊橋市都市計画部公園緑地課
		27 浜松アリーナ	(公財)浜松市体育協会	—	—	—
11	三河	28 ウィングアリーナ刈谷	コナミスポーツクラブ・エリアワン・サンエイ共同事業体	刈谷市総合運動公園	運動公園	コナミスポーツクラブ・エリアワン・サンエイ共同事業体
		29 岡崎中央総合公園総合体育館	(一社)岡崎パブリックサービス	岡崎中央総合公園	総合公園	(一社)岡崎パブリックサービス
		30 スカイホール豊田	(公財)豊田市体育協会	—	—	—
12	名古屋	31 愛知県体育館	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団	名城公園	総合公園	岩間・中日本エンジニア名古屋グループ
		32 パークアリーナ小牧	(公財)小牧市体育協会	小牧市スポーツ公園	運動公園	(公財)小牧市体育協会
13	滋賀	33 ウカルちゃんアリーナ	(公財)滋賀県体育協会	—	—	—
		34 彦根市民体育センター	彦根市教育委員会教育部市民体育センター	—	—	—
		35 守山市民体育館	(公財)守山市文化体育振興事業団	守山市民運動公園	運動公園	(公財)守山市文化体育振興事業団
14	京都	36 ハンナリーズアリーナ	京都スポーツネットワーク	西京極総合運動公園	運動公園	京都スポーツネットワーク
		37 舞鶴文化公園体育館	舞鶴スポーツネットワーク	舞鶴文化公園	総合公園	舞鶴スポーツネットワーク
		38 田辺中央体育館	NPO法人京田辺市社会体育協会	田辺公園	総合公園	NPO法人京田辺市社会体育協会
		39 三重県営サンアリーナ	(株)スコルチャ三重	—	—	—
15	大阪	40 府民共済SUPERアリーナ	ヒューマンプランニング(株)	舞洲スポーツアイランド	運動公園	ヒューマンプランニング(株)
		41 エディオンアリーナ大阪	南海ビルサービス(株)・ミズノグループ	—	—	—
		42 サンエワーク住吉スポーツセンター	(株)ティップネス	—	—	—
		43 池田市五月山体育館	(一財)池田みどりスポーツ財団	—	—	—
		44 西宮市立中央体育館	(公財)西宮スポーツセンター	西宮中央運動公園	運動公園	(公財)西宮スポーツセンター
16	西宮	45 加古川市立総合体育館	(株)加古川運動公園市民スポーツサービス	加古川運動公園	運動公園	(株)加古川運動公園市民スポーツサービス
		46 三田市駒ヶ谷運動公園	パークマネジメント 三田	駒ヶ谷運動公園	運動公園	パークマネジメント 三田
		47 宝塚市立スポーツセンター	(公財)宝塚市スポーツ振興公社	—	—	—
17	島根	48 松江市総合体育館	(株)島根東亜建物管理	松江市北公園	総合公園	(株)島根東亜建物管理
18	琉球	49 沖縄市体育館	(特非)沖縄市体育協会	沖縄市立総合運動公園	運動公園	(特非)沖縄市体育協会

Note：チーム名略称

6. 考察

本研究では、都市公園内で提供されるサービスとしてのスポーツに着目し、Bryant Parkの実態および日本におけるプロスポーツリーグが使用するアリーナやスタジアムとの都市公園との関係性について調査を行った。Bryant Parkでは、都市公園において様々なスポーツプログラムを提供するシステムを作ることにより、人々にとってスポーツが身近な存在である環境づくりに貢献していることが分かった。国内において、パークマネジメントを導入した先進事例は存在するものの（eg. 南池袋公園や有馬富士公園）、スポーツをサービスとして導入した公園の事例は少なく、スポーツを「する」という視点から、スポーツ参画人口拡大に影響を与える可能性が示唆される。一方で、「みる」スポーツという視点から、今までの研究において、観戦型スポーツがどのような場所でサービスを提供しているのかを、スタジアムやアリーナといった「場」、特に都市公園に着目し、体系的にまとめられた研究は行われてこなかった。日本におけるプロスポーツチームが使用する主なスタジアム・アリーナは、現在半数以上が都市公園内に設置されていることが明らかとなったが、多くの施設においてスタジアム・アリーナと都市公園の管理者が一致していないことも明示され、施設管理と試合運営における弊害が生じていることが推察される。間野（2007）は、「公園管理者は利用者の平等性や公平性を担保しなければならず、スポーツ団体のみに特別な便宜供与を図ることはできない。このことが、大規模施設を利用するトップスポーツチームや団体にとって使用しにくさにもつながっている」と述べており、スタジアム管理者と都市公園管理者が異なる事例については、興行を運営するプロスポーツチームにとって、自由が利かず、弊害を及ぼす可能性もことを危惧していた。しかし、2017年の都市公園法改正により、プロスポーツチームに対する規制も緩和されており、都市公園がプロチームの本拠地となる球場等を排除していないことが明確化された（国土交通省、2017）ことにより、今後都市公園内における観戦型スポーツの法整備を含む環境改善は、さらに加速化されることが示唆される。

以上のことより、国内においてサービスとしてのスポーツが享受される場としての都市公園という概念について考慮する必要があることが明らかとなった。都市公園においてスポーツを取り入れることは、スポーツを「する」「みる」という視点から、スポーツ参画人口拡大に有効であると考えられる。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツに対する機運が高まっている現在の日本において、都市公園にスポーツを取り入れ、国民にとってスポーツをより身近な存在に近づけることが重要である。

引用・参考文献

- ・ 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ（平成28年6月）（2017年9月2日閲覧） <http://www.mlit.go.jp/common/001132967.pdf>
- ・ 国土交通省ホームページ 公園とみどり（2017年8月8日閲覧）
http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/yakuwari/index.html
- ・ 国土交通省ホームページ 都市公園データベース（2017年8月8日閲覧）
http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/t_kouen/index.html
- ・ 国土交通省ホームページ 都市公園法改正のポイント（2017年8月16日閲覧）

- <http://www.mlit.go.jp/common/001197445.pdf>
- ・国土交通省ホームページ 平成26年度都市公園利用実態調査報告書（2017年8月2日閲覧）
<http://www.mlit.go.jp/common/001115452.pdf>
 - ・スポーツ庁 スポーツの実施状況等に関する世論調査（平成28年11月調査）（2017年7月31日閲覧）
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1381922.htm
 - ・スポーツ庁 第2期スポーツ基本計画（2017年）
 - ・田代順孝 他 著「パークマネジメント 地域で活かされる公園づくり」株式会社学芸出版社 P.9, 21（2011年）
 - ・間野義之 著「公共スポーツ施設のマネジメント」株式会社体育施設出版 P.58-60（2007）
 - ・Bryant Parkホームページ（2017年8月2日閲覧）<http://bryantpark.org/>
 - ・株式会社ディー・エヌ・エープレスリリース（2018年1月5日閲覧）
<http://dena.com/jp/press/2017/03/10/1/>
 - ・スポーツ報知「代々木公園にサッカー専用スタジアム・・・25年まで完成へ複数民間事業者が都に提案」（2018年1月5日閲覧）
<http://www.hochi.co.jp/topics/20170729-OHT1T50036.html>

注

- ¹ 日本万国博覧会記念公園は、大阪府日本万国博覧会記念公園条例に基づき運営。

Relationship between Sport and Urban Parks in Japan:
Increasing the Population for Participating through Sport

YAMASHITA Rei, SUGITO Maho, MAEDA Shu, MATSUYAMA Kei, KURANAMI Kaori

Abstract

According to the Japan Sport Agency, they stated to increase the sport industry to expand to 15 trillion yen in the year 2025. To do this, it is necessary to increase the number of population whom participate through sport, such as participating and spectating sport. There are many urban parks around Japan, although it is not clear how sport is used in these urban parks. This research investigated to clarify the relationship of urban parks and sport and for conclusion, it suggested that there are several points so that sport industry could be the leading industry in Japan.

Keywords: Urban Parks, Participate through sport, Do sport, Spectate sport